

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	経営支援課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成15年8月1日公布） ・貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年10月29日公布）
<p>【改正の概要】</p> <p>貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、新たに貸金業者の登録（更新）申請手数料が標準手数料として定められたことに伴い、手数料の額の引上げを行う。</p> <p>別表6の表（その他）の改正 貸金業者の登録（更新）申請手数料 43,000円 150,000円（107,000円増）</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額</p>	
施行日	平成16年1月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>県内登録業者数 362業者（平成15年11月1日現在） 3年ごとに更新</p> <p>貸金業の規制等に関する法律、政令の一部改正の概要 貸金業において無登録営業、異常な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為が多発し、被害が深刻化している現状に鑑み、貸金業の適正な運営を確保し、資金需要者の保護を図るため、貸金業の登録要件の強化等の措置を講じようとするもの。</p> <p>貸金業の登録要件の強化等 登録（更新）事務の増加 増加した事務 ・本人確認等の厳格化 ・営業所の所在確認 ・貸金業務取扱主任者（新設）に係る犯歴調査等の事務 ・暴力団排除のための警察への照会事務 ・財産的基礎要件の審査</p> <p>内閣総理大臣登録に係る登録免許税等の引上げ ・登録免許税 90,000円 150,000円 ・登録更新手数料 43,000円 150,000円</p> <p>取立て、広告等に関する規制等の強化 貸金業務取扱主任者の制度の創設 一定以上の違法な高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効 罰則の強化</p>	